

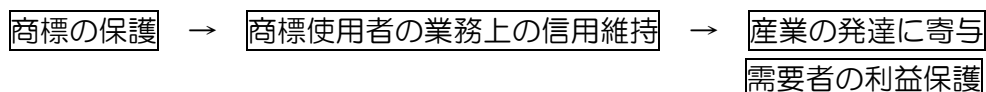
商標法入門（初級編）

2020/05/22

斎藤国際特許事務所

I. 商標法の目的

商標法はその第1条に、「商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。」と、その法目的を掲げています。



このように商標法は、商標使用者と需要者の利益をあわせて保護することで取引秩序を維持しようとするもので、以下に述べる各制度（各条文の内容）は、すべてこの法理念に則っていますので、この点を頭に入れておけば、理解しやすくなると思います。

II. 商標とは何か

商標は、簡単に言うと、商品を製造したり販売したりする者、あるいは、サービスを提供する者が、自社の商品又はサービスと、他社の商品又はサービスを区別するために、商品に付したり、サービスに関連して使用する目印であります。

商標は、多くの場合、文字や図形であり、また、それらの組み合わせですが、いずれにしても、後述するように、自他商品あるいは自他サービスを識別するための能力（「自他識別力」あるいは「特別顕著性」等といわれます。）を備えたものであることが必要となります。

自他商品・役務の出所を識別でき、人に認識可能であれば、どのようなものであっても「商標」になり得るのであり、最近の法改正においては、新しいタイプの「商標」として、「輪郭のない色彩」、「音」、「動き」、「位置」、「ホログラム」が含まれることになりました。

III. 商標登録はなぜ必要か

商標法に定められている要件を満たした商標については、所定の手続きを経ることにより、商標登録を受けることができ、それにより商標権が発生します。そして、商標権者は、登録を受けた商標（登録商標）を日本国内で独占的に使用することができ、他人がその登録商標を使用することを阻止することができます。換言すれば、商標権者は、他人から何ら文句を言われることなく、安心してその登録商標を使用し続けることができるのです。

もちろん、商標登録を受けることは義務ではなく、商標登録出願するかどうかは商標使用者の自由ですが、商標登録を受けることなく商標を使用する場合は、以下のような危険や不利益が伴います。

- ★他人が同一又は類似の商標を使用しても、文句を言えない。それだけでなく、後からその他人が商標登録を受けた場合には、その商標権の侵害となってしまうおそれがある。
- ★上記ケースの場合を含め、他人の商標権を侵害している場合は、使用の差し止めを請求され、また、損害賠償を請求される。
- ★商標権侵害により、会社の信用が損なわれるおそれがある。
- ★他人の商標権侵害のおそれを心配しつつ使用し続けなければならない。

これらの危険や不利益を回避するために、商標登録が必要となるのです。商標登録を受けるためには、

- ① 適式な商標登録出願をすること
 - ② 商標登録を受けようとする商標が、識別力を有していて、商標法に定める不登録事由に該当しないこと
 - ③ 最先の商標登録出願であること
- の基本的要件を満たすことが必要です。

IV. 商標登録を受けることができる商標

1. 商標登録を受けることができない商標

商標法上、商標登録を受けることができない商標が規定されており、それ以外の商標については商標登録を受けることができるとされています。商標登録を受けることができない商標には、それ自体が商標としての機能を有しないと考えられるもの（自他商品・役務識別機能を有しない）と、公益的事由により登録が認められないものとがあります。

(1) 識別力がないと考えられる商標（商標法第3条第1項）

商標法上商標と認められるのは、「人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの（標章）」であります。以下に該当する商標は、自他商品又は自他サービスの識別機能を有しない、即ち、商標として機能し得ないと考えられるため、商標登録を受けることができないとされています（商標適格がない）。

1) 普通名称

一般的に使用されている普通名称について一私人に商標登録を認めてしまうと、他の者はその名称を使用できなくなってしまう不都合が生じますので、普通名称については登録が認められません。

★一般的な名称

- ・商品「サニーレタス」について、商標「サニーレタス」
- ・商品「電子計算機」について、商標「コンピュータ」
- ・役務「美容」について、商標「美容」

★略 称

- ・商品「スマートフォン」について、商標「スマホ」
- ・商品「アルミニウム」について、商標「アルミ」
- ・役務「損害保険の引受け」について、商標「損保」
- ・役務「航空による輸送」について、商標「空輸」

★俗 称

- ・商品「塩」について、商標「波の花」

2) 慣用商標

普通名称の場合と同じ理由によります。

- ・商品「自動車の部品、付属品」について、商標「純正」
- ・商品「清酒」について、商標「正宗」
- ・商品「あられ」について、商標「かきやま」
- ・役務「宿泊施設の提供」について、商標「観光ホテル」

3) 何人も使用する必要のある語（商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途等、並びに、役務の提供場所、提供の方法若しくは時期、その他の特徴等の表示）

例えば、商品「いちご」について「甘い」、「野菜」について「新鮮」、「弁当」について「ほかほか」といった表現は、それぞれ商品の品質を表す言葉として必要であり、且つ、一般的に使用されていますので、このような言葉について一私人に独占的使用権を与え、他の人が無断使用できないことにした場合の不都合は、はかり知れません。商品の原材料、効能、用途等についても同様です。

- ・商品「書籍」について、商標「小説集」
- ・商品「録音済みのCD」について、商標「クラシック音楽」
- ・役務「映写フィルムの貸与」について、商標「サスペンス」
- ・役務「放送番組の制作」について、商標「バラエティ」

4) ありふれた氏又は名称のみからなる商標

ア) 著名な地理的名称

- ・「日本」、「薩摩」、「フランス」

イ) 業種名

- ・「工業」、「製薬」、「放送」、「運輸」

ウ) 商号や屋号に慣用的に付される文字等

- ・「商店」、「商会」、「舎」、「洋行」、「研究所」、「相互会社」

5) 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標

「商品の品番、型番、規格等」、「数字」、「1又は2字のローマ字」「ローマ字1字にその音を付したもの」、「△、♡等の図形」等は、極めて簡単な構成の標章であって、商標適格がないと考えられます。

但し、実務上（商標審査基準）、「ローマ字2字を&で連結したもの」、「ローマ字2字をカタカナ表示したもの」、「特殊な態様で表されたもの」等は、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章とはされていません。

6) 需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識できない商標

上記1)～5)を総括したもので、1)～5)からの漏れを防ぐための規定です。

（２）使用による識別力の獲得（商標法第３条第２項）≫

上記のように識別力がないと考えられる商標であっても、長年使用を重ね、また、ＴＶコマーシャル等の宣伝広告を通じて、識別力を獲得するに至る場合があります。その場合は、商標登録を受けることが可能となります。

（３）不登録事由（商標法第４条第１項）

上記規定に基づき、一般的商標適格を有すると考えられる商標であっても、公序良俗の見地、他人の業務に係る商品との混同の有無、商品の品質誤認が起こる蓋然性等の見地から、以下に該当する商標は、登録が認められません。

１）公益的事由により登録が認められない商標

- ア．国旗、勲章、菊花紋章等と同一又は類似の商標
- イ．他国の国の紋章、その他の記章と同一又は類似の商標
- ウ．国際機関を表示する標章と同一又は類似の商標
例）ユネスコ、WHO、WIPO
- エ．日本および他国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号と同一又は類似の商標
例）JIS、JAS
- オ．赤十字等の標章又は名称
- カ．国、地方公共団体等の著名な標章と同一又は類似の商標
例）オリンピックの文字及び五輪マーク
博覧会の表示（万博）
宗教法人や政党の標章シンボルマーク
- キ．公序良俗を害するおそれのある商標
例）きょう激又は卑猥な文字等
例）一般的道徳観念に反するもの
「特許管理士」、「建設大臣」、「聖母マリア」
「歴史上の人物名（徳川家康、織田信長）等」
- ク．他人の氏名又は名称、雅号、芸名等（略称を含む）
その他人の承諾を受けている場合は、除かれます。例えば、ある芸名につき、その芸人の属する芸能プロダクション名義で商標登録す

ることがよくありますが、その場合その芸人の承諾書を添付する必要があります（例えば、商標登録第4542652号「高島礼子」の名義は株式会社太田プロダクションです）。

自己の氏名、名称等については適用外ですが、それが他人の氏名、名称等と同じである場合は、やはり他人の承諾が必要となります。

ケ．政府等が開設する博覧会の賞と同一又は類似の商標

例)「〇〇博覧会」、「〇〇フェア」、「〇〇メッセ」

2) 他人の周知商標と同一又は類似の商標

商標登録をするか否かは商標使用者の自由であり、一般によく知られている商標の中には商標登録をしていないものも含まれています。そのような周知商標について別人に商標登録を認めてしまうと、一般需要者は、その別人から出ている商品を本来の周知商標の使用者の商品と誤認するおそれがあります。また、その別人が、その周知商標の持つ顧客吸引力にただ乗り（フリーライド）することは、商道德上許されるべきではありません。そのため、他人の周知商標と同一又は類似の商標については登録を受けることができないとされているのです。

3) 先願に係る他人の登録商標と同一又は類似の商標

先願に係る他人の登録商標と同一又は類似であるか否かは、商標登録出願の出願過程において、また、商標権侵害事件における侵害の成否判断過程において、最も問題となる点です。商標法の目的が、「商標使用者の業務上の信用維持と同時に需要者の利益保護」にある点からして、市場に同一又は類似の商標が並存することで、需要者が商品の出所の混同を起こす事態の発生は、絶対に避けなければなりません。

そのため、先願に係る他人の登録商標と同一又は類似の商標についての商標登録出願は拒絶されることになります。

2つの商標が類似するか否かは、2つの商標の外観、称呼、観念を比較することにより行われますが、この点については後述します。

4) 他人の登録防護標章と同一の商標

防護標章登録制度は、著名商標について、その本来の使用商品・役務を超えて、即ち、使用を予定していない商品・役務についての登録を認め、その著名商標使用者の利益を保護するための制度です。

5) 種苗法で登録された品種の名称と同一又は類似の商標

植物の新品種についての名称は、種苗法による品種登録を受けることで保護されます。この品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標を、当該品種の種苗又はそれに類似する商品や役務について商標登録することは、種苗法による品種登録をないがしろにするので認められません。

6) 他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれのある商標

例えば、他人の著名な商標を一部に有する商標がこれに該当します。

- ・商品「被服」についての商標「アレノマ」
- ・商品「おもちゃ」についての商標「パー・ソニー」

7) 商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれのある商標

商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがあるかないかは、商標と商品・役務との関係において判断されます。即ち、A商品の品質を表す言葉であっても、それはB商品の品質を表す訳ではないので、その商標（言葉）をB商品について登録を受けることは可能なのです。

＜商品の品質・役務の質の誤認を生ずるおそれのある商標＞

- ・商品「被服一般」についての商標「SUN-USA」（米国製品と誤認するおそれがある）
- ・商品「豆腐（ワサビが入っていない）」についての商標「ワサビ豆腐」（ワサビ入りの豆腐と誤認するおそれがある）

＜商品の品質・役務の質の誤認を生ずるおそれなしとした裁判例＞

- ・商品「清涼飲料」についての商標「アフタヌーンティー」

8) ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示

- ・商品「しょうちゅう」についての商標「琉球の光」
- ・商品「ぶどう酒」についての商標「山梨産ボルドー風ワイン」

V. 商標の類否判断方法

1. 商標類否判断の基本

商標の類否判断は、商標実務上最も重要な問題と考えられます。商標の類否判断は、主に、商標登録出願の審査の際、並びに、商標権侵害事件の

審理において行われます。そのいずれの場合においても、基本的には、対比する商標の外観、称呼、観念を比較し、そのいずれかが同一又は類似であれば、両商標は類似と判断されますが、同時に、それらの商標が用いられる商品又は役務の類否判断がなされ、更に取引の実情を加味した総合的判断となります。

従って、最終的には、商標の構成・態様が同一又は類似で、且つ、商品又は役務が同一又は類似である場合において、取引の実情を加味した上で2つの商標は同一又は類似と判断されることになります。

2. 外観の類否判断

(1) 外観の認定

商標の外観は、商標に接する需要者が、視覚を通じて認識する外形であります。

(2) 外観の類否判断

商標の外観の類否判断は、商標の構成全体の見た目の印象を比較して、似ているか否かを判断するもので、まれに文字商標が対象となることがありますが、多くの場合図形商標が対象となります。

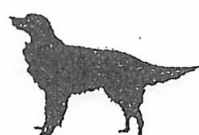
裁判上類似と判断された事例をいくつか挙げておきます。

＜ 外観類似と判断された例 ＞ （裁判例）

本件商標



引用商標



（当方代理事件）



本願商標

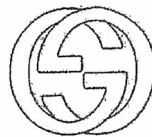


引用商標A





＜ 外観非類似と判断された例 ＞ （審決例）



gb

gb♥



3. 称呼の類否判断

（1）称呼の認定

商標の称呼は、商標を構成する文字、図形又は記号等から生ずる称呼（呼び名、読み方）であり、1つの商標から生ずる称呼は必ずしも1つとは限らず、種々の読み方が可能な商標が少なくありません。また、文字数の多い商標の場合は、その一部（要部）から生ずる称呼を以てその商標の証拠と認定される場合があります。

商標登録出願の審査や商標権の侵害訴訟においては、類否判断の前提として、称呼の抽出・特定が問題となることが少なくありません。

（2）称呼の類否判断

称呼の類否判断は、商標を構成する文字、図形又は記号等から生ずる称呼が同一又は類似（同じか、相紛らわしい）か否かを判断するものです。

＜ 称呼類似と判断される例 ＞ （商標審査基準）

- ・「ダイラマックス」と「ダイオマックス」
- ・「ビスカリン」と「ビスコリン」
- ・「コロネート」と「コロネット」
- ・「ブリテックス」と「ブリステックス」
- ・「シャボネット」と「サボネット」

＜ 称呼非類似と判断された例 ＞ （審決例）

- ・「太閤」と「T A I K O」
- ・「A P O L L O」と「ロポア」
- ・「パナチェッカー」と「P A N A」

4. 観念の類否判断

（1）観念の認定

商標の観念は、商標の持つ意味合いのことで、文字商標と図形商標のいずれもが持ち得るものです。但し、商標は造語であることが多いため、特定の観念を生じないとされる場合が少なくありません。

（2）観念の類否判断

観念の類否判断は、商標から把握される観念が同一又は類似（同じか、相紛らわしい）か否かを判断するものです。

＜ 観念類似と判断された例 ＞ （裁判例）

- ・「名奉行金さん」と「遠山の金さん」
- ・「天使のスイーツ」と「エンジェルスイーツ」
- ・「ふぐの子」と「子ふぐ」
- ・「FROM A TO Z」と「A to Z」

＜ 観念非類似と判断された例 ＞ （審決例）

- ・「極み」と「極味」
- ・「清巡」と「生潤」
- ・「貯筋」と「貯菌」
- ・「Q r o s s」と「C R O S S」（特定の観念を生じない）

Ⅵ. 商標登録出願の方法

- (1) 商標登録出願は、必須事項を記載した願書の特許庁に提出することにより行います。出願は書面で行ってもよいのですが、多くの場合、インターネットによるオンライン出願とされます。
- (2) 願書には、商標登録を受けたい商標、指定商品又は指定役務（商標を使用する商品又は役務）、商標登録出願人の住所、氏名（名称）等を記載します。
 - 1) 商標登録を受けたい商標が文字商標である場合は、字体を限定しない（ロゴ化しない）標準文字で商標を特定します。
 - 2) 指定商品又は指定役務は、願書の商品区分欄に、区分とその区分内の商品又は役務を記載して特定します。商品又は役務の数自体の限定はありませんが、広範囲に過ぎる場合（後述する類似群コードにより判断されます）は、拒絶理由通知が発せられます。

Ⅶ. 先願商標の調査方法

多くの場合、無駄な商標出願を避けるために、商標出願に先立ち、先願調査を行います。通例、先願調査は、J PLAT PAT を用いて行います。その利用法は、添付別紙のとおりです。



Ⅷ. 商標権の効力

- (1) 商標権者は、登録を受けた商標（登録商標）をその指定商品・役務につき、日本国内における独占排他的使用権を有します。
- (2) 商標権者は、その商標権を侵害するものに対し、侵害の差し止め請求、損害賠償請求、侵害製品の廃棄請求等を行うことができます。
- (3) 商標権者は、その商標権につき、他人に専用使用権又は通常使用権を設定することができます。専用使用権は重複設定できませんが、通常使用権については重複設定が可能です。

(4) 日本国で発生した商標権の効力は、日本国内においてのみ効力を有します。

外国で発生した権利はその国においてのみ効力を有し、日本国内においてその権利を主張することはできません。外国で権利主張したい場合は、それぞれの国において商標登録を受ける必要があります。なお、ここでは詳述しませんが、一度の手続で複数国への商標登録出願を行うことができる国際出願制度があります（一般に「マドプロ出願」と称されます）。

IX. 商標権の存続期間

商標権は、10年分の登録料を支払うことにより、商標登録の日から10年間存続し、以後10年ごとに更新登録料を支払うことにより、更新し続けることができます（登録料及び更新登録料は、5年ごとの分納が可能です）。従って、商標権は、存続期間が有限の特許権や意匠権と違い、半永久的な権利ということができます。

かつては更新に際し、実際に使用していることを証明する必要がありましたが、現行法下においてはその必要はありません。但し、3年間継続して使用していない場合は、第三者から、不使用による登録取り消しの審判を請求される可能性があります。

X. 商標登録の表示

商標登録を受けた商標については、「登録商標」の文字を付すことができますが、多くの場合、世界的に通じる「®」の表示が付されます。

なお、海外製品においてはしばしば「TM」の表示が見られますが、これは主に、使用主義を基本とする米国において、「自社固有の商標であることの意思表示」として用いられていることに倣ったもので、必ずしも商標登録済みのものとは限りません。

XI. その他

(1) 先願主義

日本国においては先願主義が採られており、何時使用を開始したかではなく、何時出願したかが問題となります。従って、使用する商標が決まったら、できるだけ速やかに商標登録出願をする必要があります。

因みに、同じ日に同一又は類似の商標についての出願があった場合は特許庁から協議命令が発せられ、協議が整わないときは、くじ引きにより、一方の出願人に登録が認められることになります。

(2) 再登録

商標権は、更新されない限り、登録の日から10年で消滅しますが、その消滅後は、他人がそれと同一又は類似の商標について登録を受けることが可能です。

(3) 類似群コード

類似群とは、商品の生産部門、販売部門、原材料、品質等において、それぞれ共通性を有する商品を、又は役務の提供手段、目的若しくは提供場所等において、それぞれ共通性を有する役務をひとくくりにしたもので、このひとくくりにされた商品又は役務は類似するものと推定して取り扱われます。

これにコードを付したものが類似群コードですが、同じ類似群コードは同一区分内とは限らず、他の区分にも多数存在します。

例えば、「第20類 クッション」、「第22類 布団袋」、「第24類 布団」には、いずれも「17C01」の類似群コードが付されています。

お疲れ様でした。

